

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月18日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（57万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

私は、平成19年7月18日にA社から賞与の支払いを受け、この賞与から船員保険料（厚生年金保険料）が控除されていたが、当該賞与の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の「賞与届出未了確認書」及び同社取締役（経理担当）の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（57万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（12万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

私は、平成15年12月1日付けでA社を定年退職し、同日に再雇用され、新たに厚生年金保険被保険者資格を取得したが、同年同月25日に支払われた賞与の記録が無いので、当該賞与を厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賞与内訳の一覧表において、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書には、申立人の申立期間に係る賞与標準給与額の決定が12万8,000円と記載されており、基金加入員として賞与から掛金を支払っていることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、事業主は、平成15年12月1日付けで申立人の被保険者資格を喪失（整理番号\*番）させ、同日付けで被保険者資格を、再度、取得（整理番号\*番）させていることが確認できることから、厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書からは、申立期間に係る賞与届出が、申立期間前にすでに資格を喪失している整理番号\*番で、社会保険事務所（当時）に届出を行っていることが確認できることから、事業主は、申立人の申立期間に係る標

準賞与額について、正しく健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を行っていないことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、本来、平成15年12月1日付けで資格取得している整理番号\*番で届出すべきところを、同日付けで資格喪失している整理番号\*番で届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 440

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月ごろから61年2月10日まで  
私は、昭和61年2月にA社に勤務する前、2か月ぐらいB社に運転手として勤務したと思うが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと思うと述べているが、同社に照会した結果、同社は、「B社とA社は、関連会社であり、当時、運転手はどちらの仕事もしていた。両社の人事記録を保管しているものの、申立人に係る記録はA社のみ確認できる。また、申立期間当時、試用期間を設けていたか否かは不明であるが、1か月程度経過した後、社会保険に加入させることはあったと思う。」と回答している。

また、A社の同僚は、「入社後、1か月ほどして厚生年金保険に加入したように思う。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録が昭和61年1月14日からであること、及びB社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年2月10日であることが確認できることから判断すると、申立人は、A社における試用期間をB社の勤務期間と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、B社における同僚の記憶が無いところ、申立期間当時の同社の複数の元従業員に照会した結果、当該従業員らも、申立人に係る記憶は無く、申立人の勤務期間等を確認することができない。

加えて、B社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。  
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月ごろから 40 年 3 月ごろまで  
私は、昭和 33 年 9 月ごろから 40 年 3 月ごろまで A 社で B として勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A 社等で B として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同職種の複数の B のうち、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、同社の事業主の親族と思われる一人のみである上、厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は認められず、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、厚生年金保険被保険者記録が確認できる当該同僚は、居所不明により供述を得ることができないが、申立期間において A 社に勤務していたその他の同僚らは、「A 社には B は数人が勤務していたが、B のみの業務をなしていた者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述する一方で、「厚生年金保険被保険者となっていた同僚は申立人と異なり、B 以外に事務等の仕事をしていた。」旨を供述しており、申立人もこの点については基本的に認めている。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった後、39 年 7 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も居所不明である上、当時の社会保険事務担当者から申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日から国

民年金に加入し、申立期間のうち、36年4月から40年3月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から42年12月1日まで

私は、A社B支社C営業所で外交員として勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支社が保管する営業職の登録原簿から、申立人が、申立期間のうち、同社同支社において、昭和39年3月1日から40年10月7日までの期間は嘱託職員として継続して勤務し、一度退職した後、42年9月25日に外交員として再入社していることが確認できる。

しかしながら、A社B支社が保管する昭和39年度及び40年度所得税徴収累計表から、昭和39年3月以後は申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社B支社及び同社本社に照会した結果、「申立期間当時の厚生年金保険等に係る関連資料は無く、申立人が厚生年金保険に加入していたか否か等については不明である。通常、外交員として雇用した場合、3か月間の試用期間経過後に正規職員に昇格し、厚生年金保険に加入させるものの、営業目標達成状況によっては、嘱託職員に再度降格させる場合があり、試用期間及び嘱託職員は厚生年金保険に加入させていない。」旨の回答がなされているところ、申立人は、申立期間のうち、昭和39年3月1日から40年10月7日までの期間は嘱託職員として勤務していること、及び申立人が同社同支社に再入社した42年9月25日から同年12月1日までの期間は試用期間であったものと考えられることから、事業主は、その間、申立人については厚生年金保険に加入させなかった状況がうかがえる。

ちなみに、申立人は、申立期間中に、医療機関において「A健康保険組合が発行した健康保険証を使用した。」と述べているところ、当該医療機関、A健康保険組合及び社会保険診療報酬支払基金は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の健康保険の加入記録についての詳細を確認することができないが、A社B支社が保管する昭和39年度所得税徴収累計表から判断すると、同年3月から少なくとも40年2月までは申立人の給与から健康保険任意継続保険料が控除されている事実が認められる。しかしながら、申立人の上記供述は、申立期間中に健康保険には加入していたとするものであるところ、申立人のこの供述と申立期間中に申立人が厚生年金保険には加入していなかった事実とは矛盾するものではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 443

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで  
私は、A町で4年間ぐらい勤務した。市町村共済組合の加入前の申立期間も勤務しており、厚生年金保険に加入していた記憶がある。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及びB市（当時は、A町役場）が保管する人事記録から、申立人が、申立期間において、A町で臨時職員として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、B市に照会した結果、同市は、「申立期間当時、臨時職員は厚生年金保険に加入させておらず、国民年金に加入するよう話していた。」と回答している。

また、申立人と同様に臨時職員から正職員となった者を含む複数の同僚も、「申立期間前には、臨時職員を厚生年金保険に加入させていたが、その後、取扱いに変更があり、申立期間当時には、臨時職員は厚生年金保険に加入することができず、国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 41 年 6 月以降、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認することができない上、A町の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 30 日まで  
② 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 12 日まで

私は、臨時的任用職員として、A 県に昭和 48 年 4 月 1 日に採用され、測量の助手として勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、A 県に勤務していたと主張しているものの、申立人が所持する採用通知書、長期臨時職員任用期間更新通知書及び A 県が保管する臨時職員台帳に記載されている記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該長期臨時職員任用期間更新通知書には「地方公務員法第 22 条第 2 項後段の規定により再度更新はできず、期間満了の際は別に辞令を用いず解職するので念のため申し添えます。」と記載されていることが認められる。

また、A 県に照会した結果、「申立期間に係る臨時職員名簿及び非常勤職員名簿に申立人の記録は無く、申立人について、申立内容に基づく届出は行っておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している上、複数の同僚に照会した結果、「申立人が臨時職員として勤務していたことは記憶しているが、その勤務期間については思い出せない。しかし、臨時職員は、勤務契約により、1 年以上更新して勤務することはできなかった。」と回答しているところ、A 県が保管する臨時職員台帳から、臨時職員の 1 年以上の雇用は確認することができない。

さらに、両申立期間に係る A 県の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認することができない上、雇用保険の加入記録も確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間のうち、採用された昭和 48 年 4 月 1 日から 4 か月ぐらいの間は、自動車の運転免許を取るため自動車学校に通っており、その間は給料を受け取っていなかった。」と供述している。

このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。